

「外国証券取引口座に関する約款」の一部改正新旧対照表

新	旧
第2章 外国証券の国内委託取引 (寄託証券等の我が国以外の金融商品市場での売却又は交付) 第5条 申込者が寄託証券等を我が国以外の金融商品市場において売却する場合又は寄託証券等の交付を受けようとする場合は、当社は、当該寄託証券等を現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関（以下、「当社の保管機関」という。）に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えた後に、売却し又是申込者に交付します。 2 申込者は、前項の交付については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。 (配当等の処理) 第7条 寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、 <u>外国投資証券等の利益の分配及び</u> 外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含む。以下同じ。）、 <u>償還金、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為に基づかず</u> に交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則若しくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により、 <u>寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為があつたものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含む。以下同じ。)</u> 等の処理は、次の各号に定めるところによります。 (1) 金銭配当の場合は、決済会社が受領し、配当金支払取扱銀行（ <u>外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び</u> 外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては分配金支払取扱銀行。以下同じ。）を通じ申込者あてに支払います。 (2) 株式配当（源泉徴収税（寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられるものを含む。以下同じ。）が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、 <u>外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードフラント、外国株預託証券及び</u> 外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。）の場合は、次の a 又は b に定める区分に従い、当該 a 又は b に定めるところにより、取り扱います。	第2章 外国証券の国内委託取引 (寄託証券等の我が国以外の金融商品市場での売却又は交付等) 第5条 申込者が寄託証券等を我が国以外の金融商品市場において売却する場合又は寄託証券等の交付等を受けようとする場合は、当社は、当該寄託証券等を現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関（以下、「当社の保管機関」という。）に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えた後に、売却し又是申込者に交付等します。 2 申込者は、前項の交付等については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。 (配当等の処理) 第7条 寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付及 <u>び</u> 外国投資証券の利益の分配を含む。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。 (1) 金銭配当の場合は、決済会社が受領し、配当金支払取扱銀行（ <u>外国投資証券にあつては</u> 分配金支払取扱銀行。以下同じ。）を通じ申込者あてに支払います。 (2) 株式配当（源泉徴収税（寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられるものを含む。以下同じ。）が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、 <u>外国投資信託受益証券等、外国受益証券発行信託の受益証券等、</u> 外国投資証券及び <u>外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。)</u> の場合は、次の a 又は b に定める区分に従い、当該 a 又は b に定めるところにより、取り扱います。

新	旧
<p>a 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合</p> <p>決済会社が、<u>寄託証券等について、株式配当に係る株券の振込みを指定し、申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株（外国投資信託受益証券等、<u>外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては1口、カバードワラントにあっては1カバードワラント、外国株預託証券にあっては1証券。以下同じ。）未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときは、決済会社が当該株式配当に係る株券を売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関（<u>外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては受益権事務取扱機関、外国投資証券等にあっては投資口事務取扱機関、カバードワラントにあってはカバードワラント事務取扱機関</u>。以下同じ。）を通じ申込者あてに支払います。ただし、申込者が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の时限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。</u></u></p> <p>b 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合</p> <p>申込者は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとします。ただし、1株未満の株券は、<u>決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払うものとします。</u></p> <p>(3) 配当金以外の金銭が交付される場合は、決済会社が受領し、株式事務取扱機関を通じ申込者あてに<u>支払うものとします。</u></p> <p>(4) (現行どおり)</p>	<p>a 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合</p> <p>決済会社が寄託証券等について株式配当に係る株券の振込みを指定し申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株（<u>外国投資信託受益証券等、外国受益証券発行信託の受益証券等及び外国投資証券にあっては1口、外国株預託証券にあっては1証券。以下において同じ。）未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの株式配当に係る株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関（<u>外国投資証券にあっては投資口事務取扱機関。以下同じ。）を通じ申込者あてに支払います。ただし、申込者が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の时限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。</u></u></p> <p>b 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合</p> <p>申込者は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとします。ただし、1株未満の株券は決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ申込者あてに<u>支払います。</u></p> <p>(3) 配当金以外の金銭が交付される場合は、決済会社が受領し、株式事務取扱機関を通じ申込者あてに<u>支払います。</u></p> <p>(4) (省 略)</p>

新	旧
2 (現行どおり)	2 (省 略)
4	4
5 第1項各号に規定する配当等の支払手続において、決済会社が寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を <u>支払った場合の当該費用は、申込者の負担とし、配当金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。</u>	5 第1項各号に規定する配当等の支払手続において、決済会社が寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を <u>徴収された場合には、当該費用は申込者の負担とし、配当金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。</u>
6 (現行どおり)	6 (省 略)
7 <u>決済会社は、第1項及び第3項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを円貨により行うことができない場合は、配当金等の支払いを当該事由が消滅するまで留保すること又は外貨により行うことができるものとします。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとします。</u>	7 第1項及び第3項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを円貨により行うことができない場合は、 <u>決済会社は、配当金等の支払いを当該事由が消滅するまで留保すること又は外貨により行うことができるものとします。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとします。</u>
(新株予約権等その他の権利の処理)	
第8条 <u>寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。）</u> その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。	第8条 <u>寄託証券等に係る新株予約権等（新株予約権の性質を有する権利又は株式（外国投資信託の受益権、外国受益証券発行信託の受益証券等に係る受益権、外国投資証券の投資口及び外国株預託証券に表示される権利を含む。）の割当てを受ける権利（外国投資信託の受益権、外国受益証券発行信託の受益証券等に係る受益権、外国投資証券の投資口及び外国株預託証券に表示される権利を引き受ける権利を含む。）をいう。以下同じ。）</u> その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。
(1) (現行どおり)	(1) (省 略)
a 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合	a 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合
申込者が所定の時限までに新株式（新たに割り当てられる外国株券等をいう。以下同じ。）の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は申込者に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないとき又は決済会社が当該新株予約権等を行使することが不可能であると認めるときは、決済会社	申込者が所定の時限までに新株式（ <u>外国投資信託の受益権、外国受益証券発行信託の受益証券等に係る受益権、外国投資証券の投資口及び外国株預託証券に表示される権利を含む。以下同じ。）</u> の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は申込者に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知し

新	旧
<p>が当該新株予約権等を売却処分します。ただし、当該寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、決済会社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。</p> <p>b (現行どおり)</p> <p>(2) 株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等（源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。）により割り当てられる新株式は、決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。ただし、1株未満の新株式については、決済会社がこれを売却処分します。</p> <p>(3) 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定し申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ顧客に支払うものとします。ただし、申込者が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の时限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。</p> <p>(4)</p> <p>（現行どおり）</p> <p>(6)</p>	<p>ないとき又は決済会社が当該新株予約権等を行使することが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株予約権等を売却処分します。ただし、当該寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、決済会社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。</p> <p>b (省略)</p> <p>(2) 株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等（源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国受益証券発行信託の受益証券等、外国投資証券及び外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。）により割り当てられる株式は、決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。ただし、1株未満の株式については、決済会社がこれを売却処分します。</p> <p>(3) 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定し申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分します。ただし、申込者が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の时限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。</p> <p>(4)</p> <p>（省略）</p> <p>(6)</p>
(議決権の行使)	(議決権の行使)
<p>第10条 寄託証券等（外国株預託証券を除く。以下この条において同じ。）に係る株主総会（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係る受益者集会並び</p>	<p>第10条 寄託証券等（外国株預託証券を除く。以下この条において同じ。）に係る株主総会（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係る受益者集会並び</p>

新	旧
<p>に<u>外国投資証券等</u>に係る投資主総会を含む。以下同じ。)における議決権は、申込者の指示により、決済会社が行使します。ただし、この指示をしない場合は、決済会社は議決権を行使しません。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 第1項及び前項の規定にかかわらず、<u>決済会社は、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又は申込者が当該寄託証券等に係る株主総会に出席して議決権行使することができない場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。</u></p>	<p>に<u>外国投資証券</u>に係る投資主総会を含む。以下同じ。)における議決権は、申込者の指示により、決済会社が行使します。ただし、この指示をしない場合は、決済会社は議決権を行使しません。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 第1項及び前項の規定にかかわらず、<u>寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又は申込者が当該寄託証券等に係る株主総会に出席して議決権行使することができない場合においては、<u>決済会社は、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。</u></u></p>
<p>(<u>外国株預託証券に係る議決権の行使</u>)</p> <p>第10条の2 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 第1項及び前項の規定にかかわらず、<u>決済会社は、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社を通じて当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又は申込者が当該外国株券等に係る株主総会に出席して議決権行使することができない場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。</u></p>	<p>(<u>外国株預託証券に係る議決権の行使</u>)</p> <p>第10条の2 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 第1項及び前項の規定にかかわらず、<u>外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社を通じて当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又は申込者が当該外国株券等に係る株主総会に出席して議決権行使することができない場合においては、<u>決済会社は、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。</u></u></p>
<p>(<u>株主総会の書類等の送付等</u>)</p> <p>第11条 寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等(外国株預託証券を除く。)又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主(外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては受益者、<u>外国投資証券等</u>にあっては投資主、<u>外国株預託証券にあっては所有者</u>)の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関が申込者の届け出た住所あてに送付します。</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>(<u>株主総会の書類等の送付等</u>)</p> <p>第11条 寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等(外国株預託証券を除く。)又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主(外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては受益者、<u>外国投資証券にあっては投資主、外国株預託証券にあっては所有者</u>)の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関が申込者の届け出た住所あてに送付します。</p> <p>2 (省 略)</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第4章 雜 則</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第29条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>(1) ↗ (現行どおり)</p> <p>(3)</p> <p>(4) <u>申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</u></p> <p>(5) <u>申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</u></p> <p>(6) 前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、又は、やむを得ない事由により当社が申込者に対し解約の申出をしたとき</p> <p>2 前項に基づく契約の解除に際しては、当社の定める方法により、保管する外国証券及び金銭の返還を行うものとします。なお、保管する外国証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、申込者の指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行うものとします。</p> <p style="text-align: center;">(削 る)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成20年12月20日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 雜 則</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第29条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>(1) ↗ (省 略)</p> <p>(3) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(4) 前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、又は、やむを得ない事由により当社が申込者に対し解約の申出をしたとき</p> <p>2 前項の場合において、本口座に外国証券の残高があるときの処理については、当社は、申込者の指示に従います。</p> <p>3 第1項第1号及び第2号の場合において、前項の指示をした場合は、申込者は、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。</p>